

地球温暖化対策の取り組みを推進

エコアクション21 認証取得促進事業 (島根県地球温暖化対策協議会事業者部会事業)

- 対象者
しまねストップ地球温暖化宣言事業者（組合、中小企業者等に限る）
原則、島根県内に本社事業所を置く中小企業者
- 事業内容
エコアクション21を新たに認証取得した事業者に対し経費の一部を助成します。
- 対象経費
専門家経費、審査登録経費
- 補助率
対象経費の2分の1以内（上限：30万円）
- 対象数
5事業所・団体等

エコアクション21とは

「エコアクション21認証・登録制度」は、環境省が策定したガイドラインに基づく国内規格の環境マネジメントシステムです。（同様のものに国際規格であるISO14001があります。）中小企業にも取り組みやすく、目標設定から評価・見直しまでの環境活動について認証・登録する制度で、環境負荷を減らすと同時に経営上の効果も期待できます。

- ◆ 産業廃棄物処理業者については、優良産廃処理業者認定制度の5つある基準のうちの1つ「環境配慮の取組」として、エコアクション21等の認証を取得することが要件となっています。
- ◆ 審査費用、認証登録費用の負担が低く、文書作成量も少ないので認証取得に要する労力・コストとも軽減することができます。
- ◆ 環境活動レポートの作成が必須となっており、社会的責任を果たす企業としてのイメージが高まります。

エコアクション21の認証登録は、事業場においてシステムを構築し、運用期間（3か月以上）の結果をとりまとめ、地域事務局（島根県中小企業団体中央会内）に登録審査を申し込みます。審査後に地域・中央判定委員会を経て適合と判断されると中央事務局（一般財団法人持続性推進機構内）と契約締結し、認証登録となります。

お問い合わせ

エコアクション21 地域事務局しまね（島根県中小企業団体中央会内）
TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686